

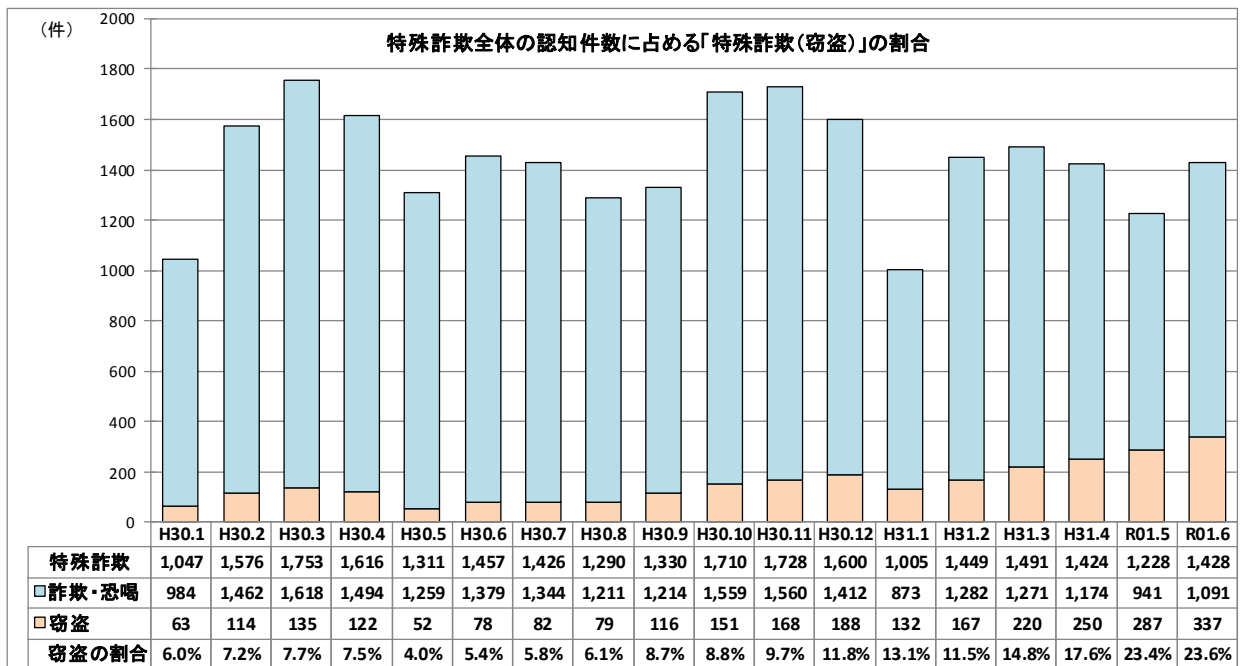
令和元年上半期における特殊詐欺認知・検挙状況等について

(※ 令和元年の値は暫定値)

1 オレオレ詐欺と同視し得る窃盗の増加

平成30年以降、受け子が電話でだまされた被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカードにすり替える手口の事件が増加。これは、罪名は窃盗であるが、実質的にはキャッシュカード手交型のオレオレ詐欺と同視し得るものである。

このため、特殊詐欺の被害の実態をより正確に把握するため、平成30年の統計から、この手口の窃盗を特殊詐欺の内数として計上することとする。



※ 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称をいう。

2 特殊詐欺の認知状況

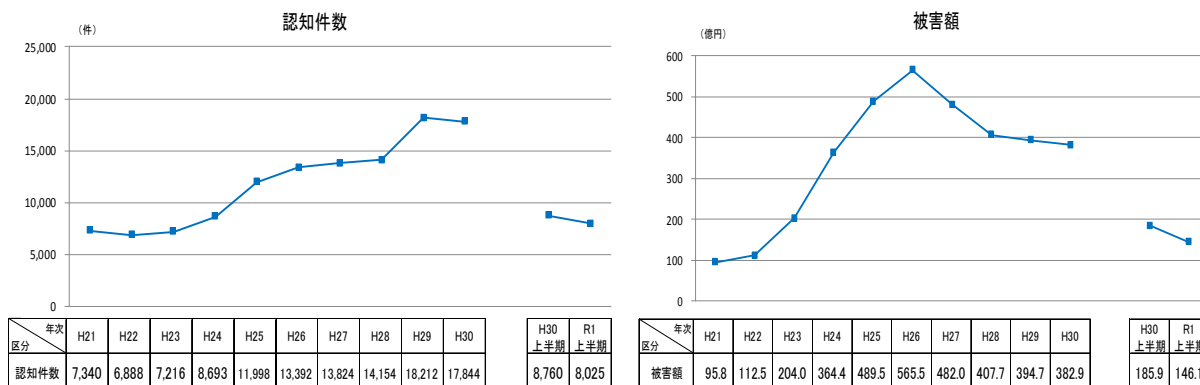
(1) 情勢全般

- 令和元年上半期の特殊詐欺の認知件数は8,025件（前年同期比-735件、-8.4%）、被害額は146.1億円（前年同期比-39.8億円、-21.4%）で、昨年に引き続き認知件数、被害額ともに減少傾向。しかしながら、依然として高い水準で推移しており、深刻な情勢。

※ 認知件数は、平成22年以降、同29年まで増加、同30年に減少。

被害額は、平成26年以降減少。

- 被害は大都市圏に集中しており、認知件数全体の24.2%が東京（1,946件）で、神奈川（1,320件）、埼玉（768件）、千葉（711件）、大阪（783件）を加えた5都府県で、認知件数全体の68.9%を占める。
- 1日当たりの被害額は、約8,069万円（前年同期は約1億270万円）。
- 既遂1件当たりの被害額は、191.4万円（-32.9万円、-14.7%）。



(2) 主な手口別の認知状況

- オレオレ詐欺は、前年同期比で認知件数（3,570件（-991件、-21.7%））、被害額（58.5億円（-41.0億円、-41.2%））共に減少したものの、特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は44.5%と高い水準。

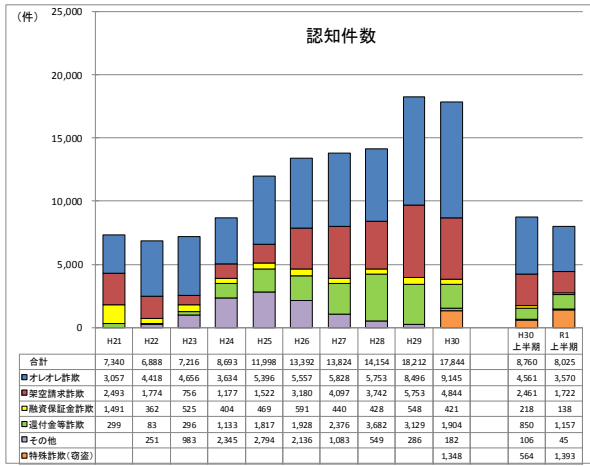
他方で、特殊詐欺（窃盗）（※1）は、前年同期比で認知件数（1,393件（+829件、+147.0%））、被害額（20.3億円（+13.2億円、+184.7%））共に大幅に増加し、特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は17.4%。

オレオレ詐欺と特殊詐欺（窃盗）を合わせると、認知件数は4,963件（-162件、-3.2%）、被害額は78.8億円（-27.8億円、-26.1%）で、特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は61.8%。

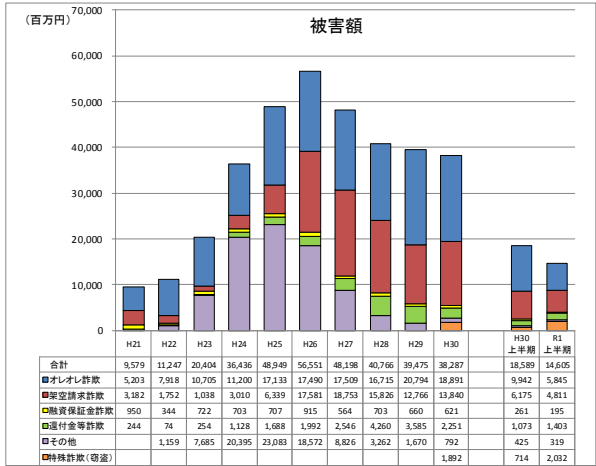
※1 特殊詐欺のうち、隙を見てキャッシュカード等を窃取する手口のもの。実質的には、キャッシュカード手交型のオレオレ詐欺と同視し得るものである。

- 架空請求詐欺は、前年同期比で認知件数（1,722件（-739件、-30.0%））、被害額（48.1億円（-13.6億円、-22.1%））共に減少し、特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は21.5%。
- 昨年大幅に減少した還付金等詐欺は、前年同期比で認知件数（1,157件（+307件、+36.1%））、被害額（14.0億円（+3.3億円、+30.8%））共に増加に転じ、特殊詐欺全体の認知件数に占める割合は14.4%。

手口別認知件数の推移



手口別被害額の推移



(3) 主な被害金交付形態別の認知状況

○ 平成27年以降増加していたキャッシュカード手交型は減少（2,707件（前年同期比-54件、-2.0%）、28.2億円（同-8.2億円、-22.5%））。

他方で、キャッシュカード窃取型（※2）は大幅に増加（1,393件（前年同期比+829件、+147.0%）、20.3億円（同+13.2億円、+184.7%））。

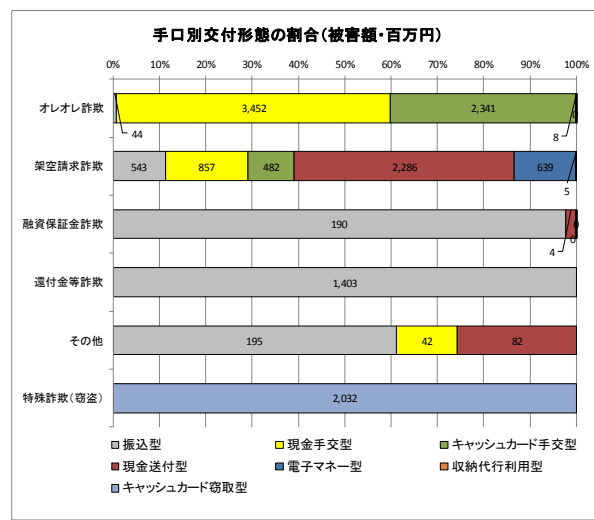
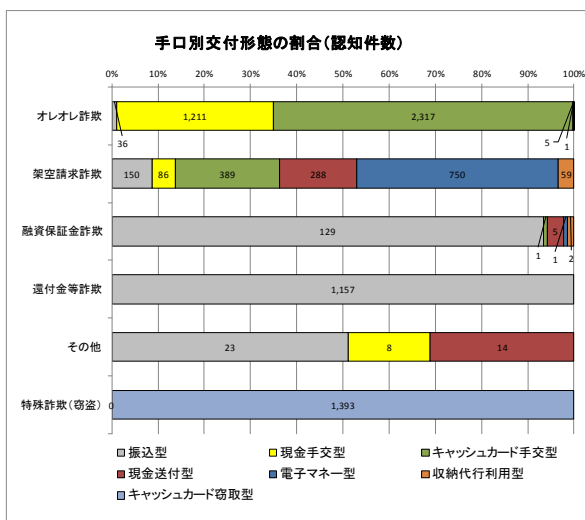
キャッシュカード手交型とキャッシュカード窃取型の2形態で、特殊詐欺全体の認知件数の51.1%を占める。

○ 高い水準で推移していた現金手交型は大幅に減少（1,305件（前年同期比-948件、-42.1%）、43.5億円（同-37.8億円、-46.5%））。

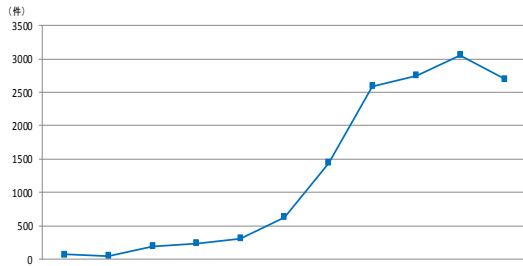
○ 電子マネー型は認知件数が減少し、被害額が増加（752件（前年同期比-73件、-8.8%）、6.4億円（同+2.1億円、+48.0%））

○ 収納代行利用型は大幅に減少（61件（前年同期比-509件、-89.3%）、467.8万円（同-5.2億円、-99.1%））。

※2 「特殊詐欺（窃盗）」により、キャッシュカードを窃取するもの

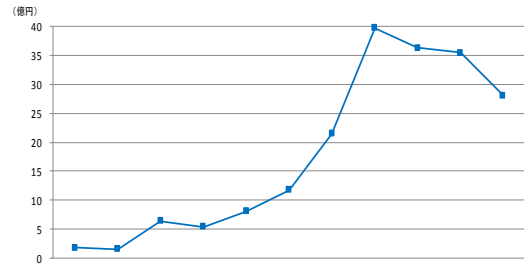


キャッシュカード手交型認知件数(半期別)



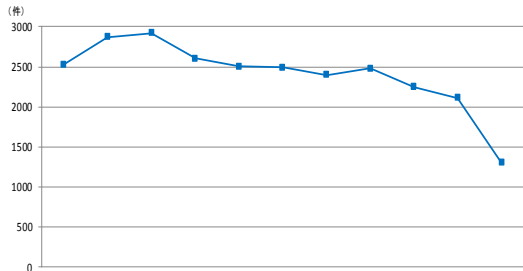
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
認知件数	73	53	199	240	318	633	1,452	2,604	2,761	3,063	2,707

キャッシュカード手交型被害額(半期別)



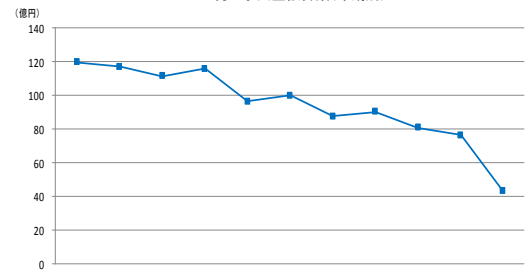
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
被害額	1.9	1.6	6.5	5.5	8.1	11.9	21.6	39.9	36.4	35.6	28.2

現金手交型認知件数(半期別)



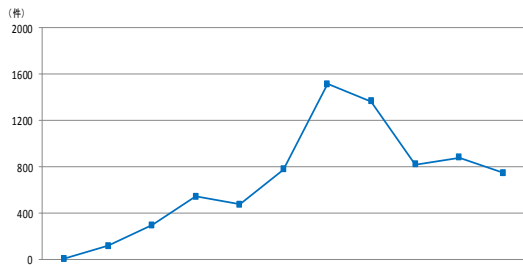
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
認知件数	2,537	2,878	2,925	2,612	2,512	2,499	2,403	2,483	2,253	2,114	1,305

現金手交型被害額(半期別)



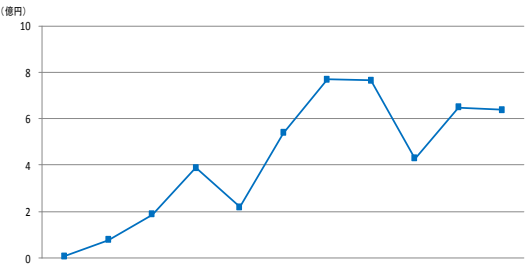
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
被害額	120.2	117.3	111.9	116.1	96.8	100.2	87.9	90.7	81.3	76.7	43.5

電子マネー型認知件数(半期別)



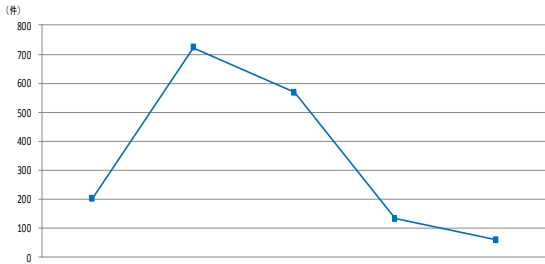
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
認知件数	11	121	301	547	481	783	1,519	1,369	825	883	752

電子マネー型被害額(半期別)



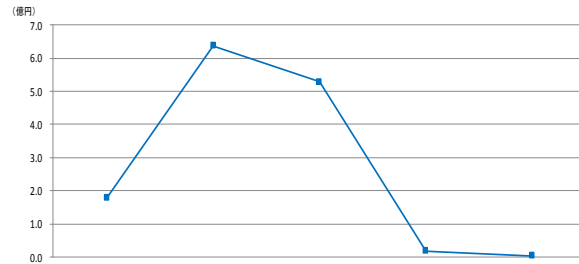
区分	年次										
	H26上半期	H26下半期	H27上半期	H27下半期	H28上半期	H28下半期	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
被害額	0.1	0.8	1.9	3.9	2.2	5.4	7.7	7.7	4.3	6.5	6.4

収納代行利用型認知件数(半期別)



区分	月				
	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
認知件数	203	724	570	133	61

収納代行利用型被害額(半期別)



区分	月				
	H29上半期	H29下半期	H30上半期	H30下半期	R1 上半期
被害額	1.8	6.4	5.3	0.2	0.05

(4) 高齢者（65歳以上）の被害状況

- 特殊詐欺全体での高齢者（65歳以上）の被害の認知件数は、6,600件（前年同期比-140件、-2.1%）で、全体に占める割合（高齢者率）は82.2%（+5.3P）となっており、高齢者の被害防止が引き続き課題。
- 手口別で高齢者率が高いのは、オレオレ詐欺（97.2%）、還付金等詐欺（76.3%）、特殊詐欺（窃盗）（92.7%）の3手口。

(5) 高齢者から電話で資産状況を聞き出した上で犯行に及ぶ手口の強盗事件

被害者に対し、事前に親族をかたるなどして電話をかけ、「現金が必要になる」などと言って、資産状況を聞き出した上で、犯行に及ぶ手口の強盗事件が発生し、平成31年2月に東京都内で発生した事件では、被害者の方が亡くなるなどしている。

(6) 予兆電話

平成31年4月以降、都道府県警察に対して、特殊詐欺の予兆電話について特別調査を実施。

本年6月末までの3か月間に都道府県警察からの報告により警察庁が把握した予兆電話の件数は35,289件。東京が9,942件と最も多く、それに神奈川、埼玉、千葉、大阪を加えた5都府県で全国の予兆電話の件数の62.2%を占める。

予兆電話の件数が多いと特殊詐欺の認知件数が多い傾向が認められることから、犯行に使用される電話への対策が重要。

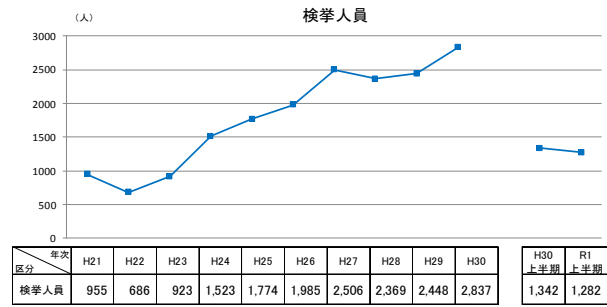
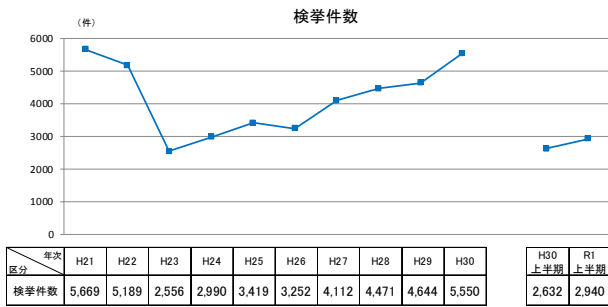
3 令和元年上半期における特殊詐欺対策の取組

(1) 犯行グループの壊滅に向けた検挙対策の状況

ア 取締りの推進

- 特殊詐欺全体では、検挙件数は2,940件（前年同期比+308件、+11.7%）、検挙人員は1,282人（同-60人、-4.5%）で、昨年に引き続き高い水準で推移。
- 特殊詐欺の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等の犯罪者グループ等に対し、各部門において多角的な取締りを推進し、暴力団幹部を首魁とする特殊詐欺事件等を検挙。
- 悪質な犯行ツール提供事業者への取締りを強化し、電子マネー買取事業者による組織犯罪処罰法違反事件等を検挙。
- 架け子を一網打尽にする犯行拠点の摘発を推進し、23箇所を摘発（前年同期比-7箇所）。
- だまされた振り作戦や職務質問による現場検挙等を推進し、受け子や出し子、それらの見張役863人を検挙（前年同期比-5人、-0.6%）。
- 暴力団構成員等（※3）の検挙人員は239人（前年同期比-58人、-19.5%）で、特殊詐欺全体の検挙人員の2割弱（18.6%）。
- 少年の検挙人員は298人（前年同期比-89人、-23.0%）で、特殊詐欺全体の検挙人員の2割強（23.2%）を占める。少年の検挙人員の約7割（71.1%）が受け子で、特殊詐欺全体の受け子の検挙人員の3割弱（27.6%）。

※3 暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者



【犯行拠点の内訳】

東京	茨城	埼玉	千葉	愛知	大阪	福岡
12	1	5	1	1	2	1

賃貸マンション	賃貸オフィス	ホテル	民泊	一般住宅	車両内
12	1	2	1	1	6

(車両内を拠点としていたものについては、摘発時の所在地で計上)

イ 犯行ツール対策の推進

- 預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進し、1,672件（前年同期比-420件）、1,275人（前年同期比-246人）を検挙。
- 犯行に利用された携帯電話（MVNO（※4）（仮想移動体通信事業者）が提供する携帯電話を含む）について、役務提供拒否に係る情報提供を推進（3,225件の情報提供を実施）。
- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上使用できなくする「警告電話事業」を実施（平成30年度は、対象となった6,899番号のうち、4,375番号（63.4%）について効果が認められた。）（※5）。

※4 Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

※5 本事業では、20日間連続して架電し、警告メッセージを流すこととしており、この20日間に再度犯行に使用されなければ事業効果ありとしている。

(2) 幅広い世代に対する広報啓発の推進

- 家族間で平素から連絡を取り合うことでオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指し、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々により発足した「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と連携した広報啓発を推進。
- 具体的には、警察庁と共同で制作した広報啓発用動画及びポスターの街頭、鉄道、病院等での放映・掲示、全国警察と連携した広報啓発イベントの開催、メンバーが出演するコンサート等の機会の活用、ウェブサイトやSNS等を通じた情報発信等幅広い広報啓発活動を展開。



「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（SOS47）と国家公安委員会委員長



ウェブサイト等で公開している広報啓発用動画

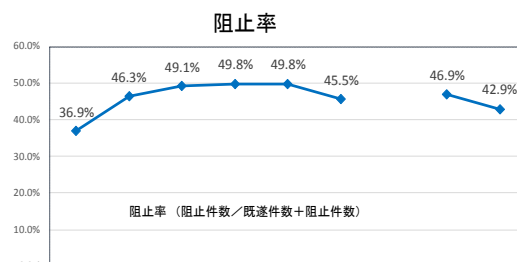
(3) 防犯指導の推進

- 特殊詐欺等の捜査過程で押収した高齢者の名簿を活用し、注意喚起を実施。（21都府県でコールセンターによる注意喚起を実施（又は実施予定）。高齢者に加え、予兆電話多発地域の金融機関等にも注意喚起を実施）。
- 犯人からの電話に出ないために、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することなどの働き掛けを実施。
- 自治体等と連携して、自動通話録音機の普及活動を推進（令和元年6月末現在、45都道府県で約15万台分を確保）。全国防犯協会連合会と連携し、迷惑電話防止機能を有する機器の推奨を行う事業を実施。

(4) 関係事業者との連携による被害防止対策の推進

- 金融機関等と連携した声掛けにより、5,737件、39.0億円の被害を阻止。高齢者の高額払戻しに際しての警察への通報につき、金融機関との連携を強化。

- 還付金等詐欺対策として、金融機関と連携し、一定年数以上にあたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円（又は極めて少額）とし、窓口で誘導して声掛け等を行う取組を推進（47都道府県・402金融機関（地方銀行の92.2%、信用金庫の99.2%）で実施）。全国規模の金融機関等においても取組を実施。



区分	年次						H30 上半期	R1 上半期
	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
認知件数(既遂)	11,161	12,444	12,769	13,253	17,239	16,943	8,287	7,629
阻止件数	6,540	10,731	12,332	13,139	17,107	14,153	7,306	5,737
阻止/(認知+阻止)	36.9%	46.3%	49.1%	49.8%	49.8%	45.5%	46.9%	42.9%
阻止額(億円)	193.4	296.5	267.0	188.6	182.5	143.1	75.4	39.0

- キャッシュカード手交型とキャッシュカード窃取型への対策として、警察官や銀行職員等を名乗りキャッシュカードを預かる又はすり替える手口の広報、キャンペーン等による被害防止活動を推進。また、被害拡大防止のため、金融機関と連携し、高齢者のATM引出限度額を少額とし、さらに、預貯金口座のモニタリングを強化する取組を推進。

- 電子マネー型や収納代行利用型への対策として、コンビニエンスストア、電子マネー発行会社、収納代行会社等と連携し、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への声掛け、チラシ等の啓発物品の配布、端末機の画面での注意喚起などの被害防止対策を推進。

4 今後の取組

本年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定されたことを踏まえ、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向けた諸対策を強力に推進。

(1) 被害防止対策の推進

ア 広報啓発活動の更なる推進

- 特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指して、幅広い世代に対し高い発信力を有する著名な方々と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体をはじめとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を推進。
- 高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起や、子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発を推進。
- コールセンター事業の充実、押収名簿を活用した防犯指導・注意喚起を推進。
- 犯人からの電話に出ないようにするため、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することの働きかけや迷惑電話防止機能を有する機器の普及を促進。
- 多発するキャッシュカード手交型とキャッシュカード窃取型の被害防止を図るため、キャッシュカードを交付又はすり替える手口の周知等による被害防止活動を強化。
- マスメディア、インターネット、電子メールやSNS等の活用を強化。

イ 実態に即した事業者ごとの被害防止対策

- 金融機関
キャッシュカード手交型とキャッシュカード窃取型への対策として、高齢者のATM利用制限を促進。
また、現金手交型等への対策として、高齢者の高額な払い戻しに係る全件通報の徹底を呼びかけ。
- コンビニエンスストア
電子マネー型への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けや端末機の画面による注意喚起の一層の強化を要請。

○ 宅配事業者

過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用した不審な宅配便の発見や警察への通報といった取組や、荷受け時の声掛け・確認等による注意喚起の強化を要請。

(2) 犯行ツール対策の推進

- 特殊詐欺の犯行では、電話転送の仕組みを悪用して、相手方に固定電話番号を表示させて架電したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送りつけたりする手法が多用されている。これに対応するため、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を推進。
- 特殊詐欺の犯行に利用されるMVNO等の携帯電話について、引き続き、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を推進するほか、事業者と連携し、特殊詐欺に利用された携帯電話のサービスを停止する取組を引き続き推進。
- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電してメッセージを流すことで、電話を事実上使用できなくする警告電話事業を引き続き実施。

(3) 効果的な取締り等の推進

- 特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良グループ等の犯罪者グループ等を弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、引き続き各部門において多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や特殊詐欺への関与状況等を解明。
- あらゆる情報を活用し、犯行拠点の発見に努め、犯行拠点の摘発により架け子等を検挙するとともに、だまされた振り作戦や被害発生前後の初動捜査の徹底により受け子、出し子等を検挙する。また、突き上げ捜査の徹底により中枢被疑者等の検挙を推進。
- 預貯金口座や携帯電話の不正売買といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙や悪質な犯行ツール提供事業者等に対する取締りを推進。
- 少年院等の関係機関と連携して非行防止教室を開催するなど、少年の再非行防止のための取組を推進。